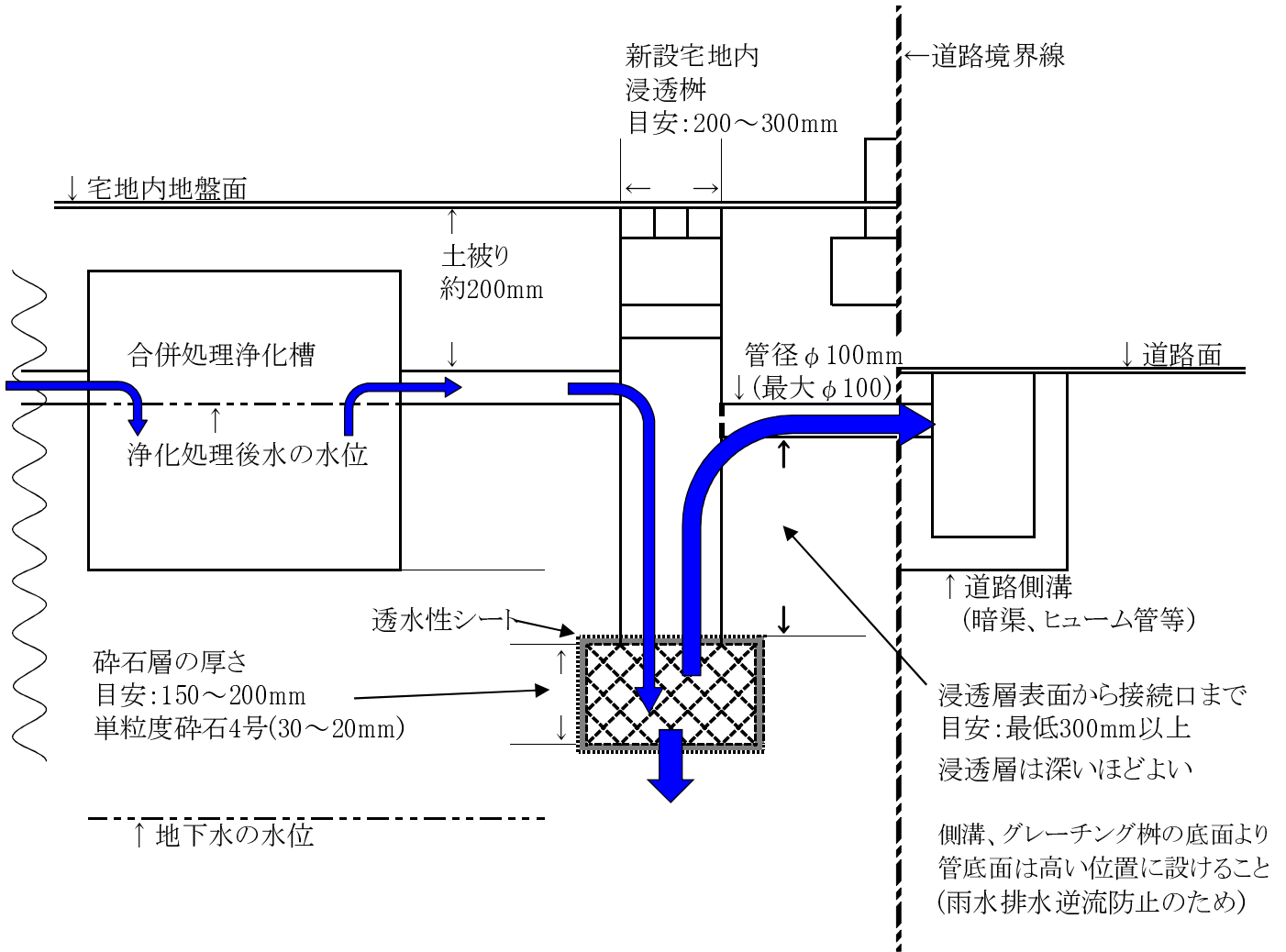


■汚水等流入参考図(合併処理浄化槽～宅地内浸透枵～道路側部分)

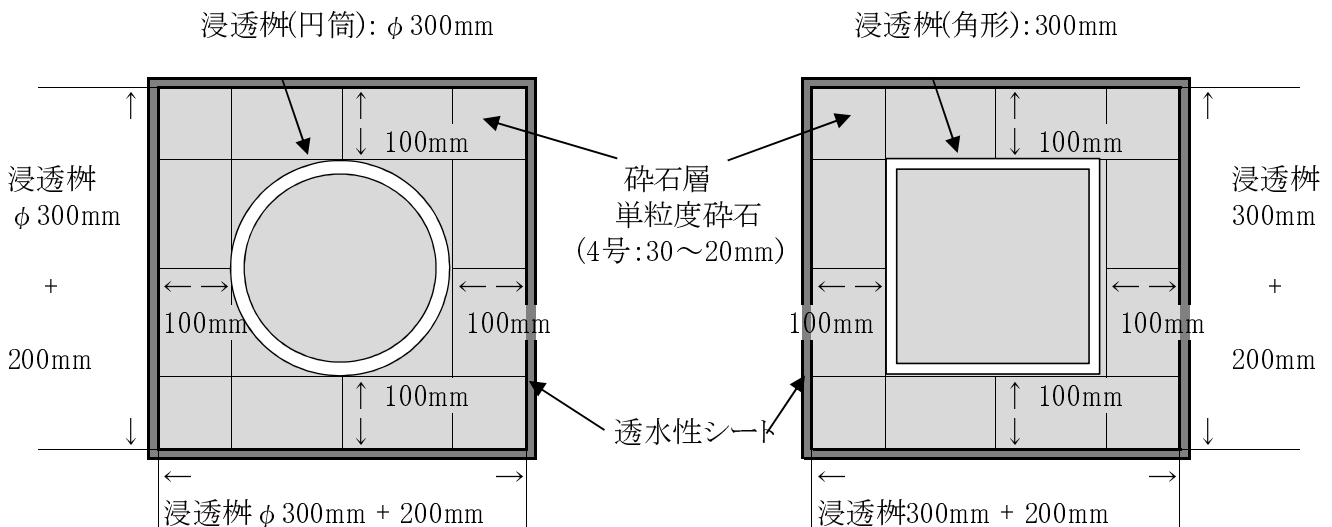
平成26年1月9日(木)改定

●断面図



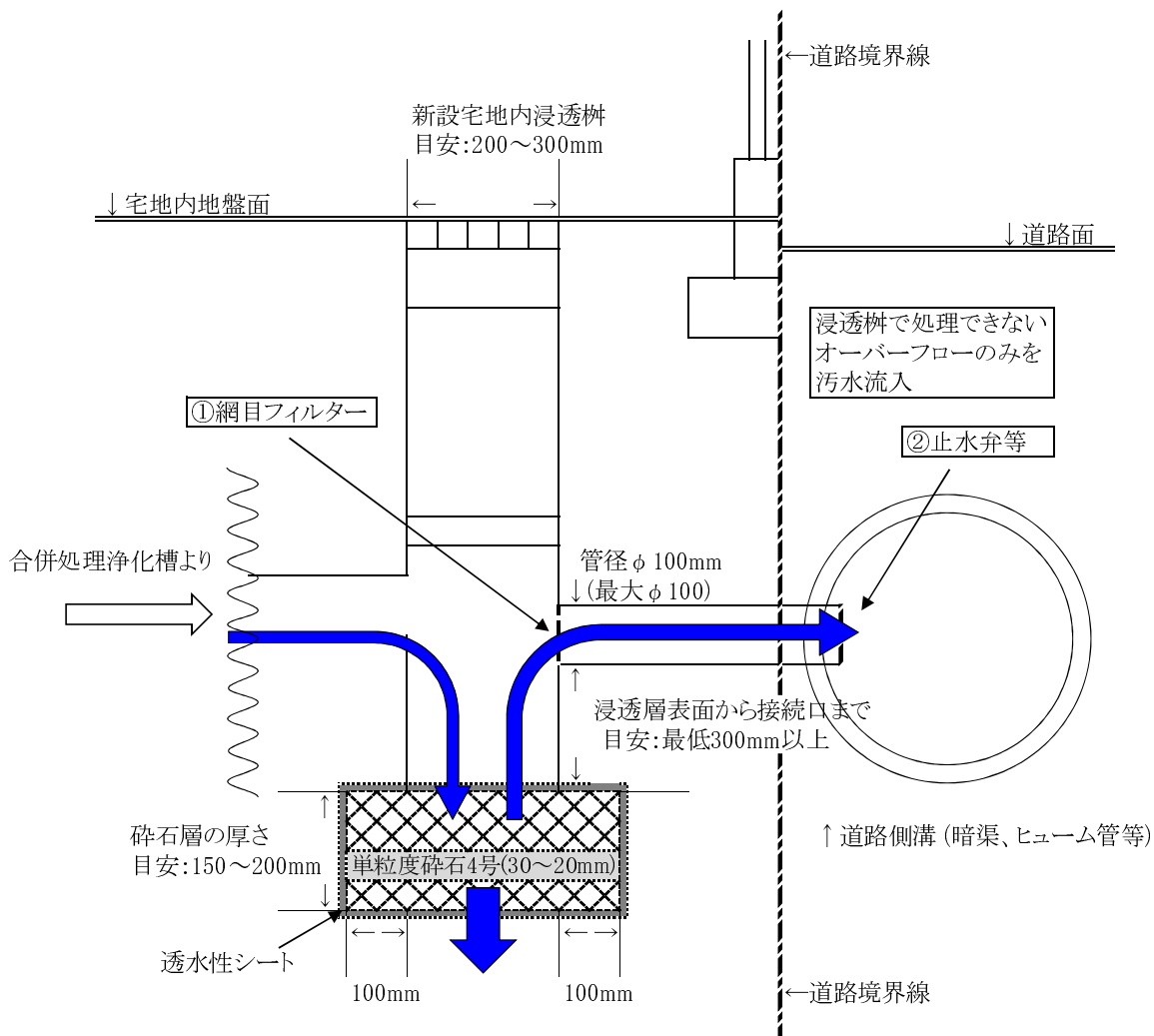
■汚水流入参考図(宅地内浸透枵～砕石層部分)

●平面図(浸透枵:300mmのものを設置する場合の砕石層)



砕石層に設ける砕石は、単粒度砕石4号(30~20mm)
 砕石層の幅は、300mm + 左右100mm = 500mm
 砕石層の厚さは、150mm~200mmを目安とする

●断面図



■指示事項<<許可する際の最低条件となります>>

- 合併処理浄化槽を設置すること。
- 宅地内に最終樹を設置すること。樹の構造は下記参照。
- また、設置する樹、接続管については個人で維持管理(清掃等)できるものにする。
- 宅地内最終樹から道路側溝等への接続について
- ①網目フィルターを設置すること。管径は最大φ100mmまで。
- ②接続管の取付位置は、浸透樹の浸透層表面より最低300mm以上、上部に取り付けること。
地下水位の関係で浸透層が確保できない場合はこの限りではない。
- ③接続管の取付位置は、道路側溝底面(グレーチング樹に接続する際は周辺の道路側溝底面)よりも高い位置に取り付けること。また、汚水等流入を行うことで側溝の雨水排水等が、民地側に逆流しないように止水弁を設ける等を行い、流入者が逆流対策を講じること。

■申請者への依頼事項

●宅地内最終樹の設置について

- 最終樹の構造は基本的には浸透樹を設置して下さい。
- 浸透樹が設置できない場合は底打ち型の樹とします。
- ・設置する浸透樹の目安:
φ200~300mm(円筒)、200~300mm(角型)。コンクリート樹、塩ビ樹、浸透ポラコンいずれでも可。
碎石層は、厚さ150~200mmを目安とし、底は蓋等をしないこと。
設置する浸透樹の大きさ+周囲(両側各々)100mmを碎石層にする。
- ・底打ち型の樹
泥溜めを最低300mm以上確保すること。

※浸透樹設置の理由

道路側溝等への影響を最小限にするため、オーバーフロー分のみ流入を許可しています。
オーバーフロー分を少なくするため、基本的には浸透樹を設置するようお願いいたします。

※流末が農業用水路となる場合、最終樹を浸透樹にしていただけない場合は、

汚水等流入の許可を出すことはできませんのでご留意下さい。

※地下水位の関係等で、浸透樹が構造上設置できない場合は別構造を指示します。